The effect of Division and Conversion of application in Japanese patent law system

佐々木通孝^{*} 一橋大学大学院国際企業戦略研究科

2014年1月

〈 要 旨 〉

本稿の第一の目的は、わが国の特許制度において、経済的価値の高い発明に係る特許は、特許権侵害に関する係争が生じる確率が高いことを実証的に明らかにすることである。第二の目的は、分割出願制度および変更出願制度が、この確率を上昇させていることを確認することである。

実証分析において、特許権侵害に関する係争の代理変数として、特許権侵害 差止等請求事件と差止請求権等不存在確認請求事件、特許無効審判事件を用い た。

本稿の実証分析により、発明の経済的価値が高い特許は、特許侵害の係争が 生じる確率が高いことが明らかになった。さらに、分割出願および実用新案登 録出願に基づく変更出願は、この確率を高めることが明らかになった。しかし、 意匠登録出願に基づく変更出願については、この確率を高めていることは確認 されなかった。

出願人は権利化に要する費用を投資する時期を遅らせるために、分割出願および実用新案登録出願を選択していると考えられる。

キーワード : 特許、特許無効審判、特許権侵害訴訟

JEL Classification : C81, K29, O34

* 一橋大学大学院国際企業戦略研究科博士課程 michitakasasaki@gmail.com